

平成30年6月18日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番 森下君、19番 小西君の2名を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（岡 弘悟君）日程第2 一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は18人あります。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、16番 岡本君。

〔16番（岡本安弘君）登壇〕

○16番（岡本安弘君）皆さん、おはようございます。

今朝の7時58分頃、大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震がありました。震源の深さは10km、マグニチュードは3.5と推測されます。橋本市では震度3を観測されました。本市では大きな被害は出ていないと、ほっとなでおろすところでございますけれども、いつ、どこで、どんな自然災害が起こるかわからないというのを踏まえていただいた上で、私の一般質問を始めさせていただきます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。今回も、「人に、景気に、まちの未来にまっすぐ」という私のモットーのもと進めさせていただきます。

1項目めに、景気にまっすぐということで、災害時における建設部の取り組みと、今後の建設事業者の育成についてであります。

近年、全国各地で起こる気象変動に伴う災害、昨年7月に起こった九州北部豪雨災害は多くの犠牲者を出し、1年たった今なお、被害が集中した山間部では崩れた家屋が多く放置され、住民は梅雨を迎え二次災害を懸念しております。どこで何が起こるかわからない自然災害、本市においてもその対策は喫緊の課題であると考えます。

地元業者の協力を得て行った昨年度の建設部の取り組みは、今後ますます重要であると考えます。記録的な豪雨等の自然災害が増加傾向にある今日、建設事業者の育成は市民の生命、財産を守る観点からも大変重要であることは言うまでもありません。しかし、本市の現状は平成6年、225事業者、従業員数1,165名あった建設業者が、10年後の平成16年には187事業者、従業員数899名と2割前後の減少率となっていて、非常に憂慮すべき事態と考えます。

そこで、建設部長にお伺いいたします。

昨年度、災害時の建設部としての総括について、次に、今後の災害時における緊急対応を踏まえた事業者育成について、お答えください。

2項目めに、人にまっすぐということで、地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携についてであります。

日本人の平均寿命が伸び続け、団塊の世代も高齢者世代に突入した日本は、これまで経験したことのない超高齢化社会となっています。日本の人口構成比は2015年時点では65歳以上の高齢者1人に対して20歳から64歳の働く世代は2.4人。政府の推計では、2050年には1人の若者が1人の高齢者を支えなければならない時代となると予想されています。

こうした現状を受けて問題となっているのが、介護を必要とする高齢者の介護ケアや医療ケアの供給不足や実情にそぐわない介護・医療サービスではないでしょうか。現時点でも、特別養護老人ホームへの待機者が増加し、介護ケアの供給が不足している中で、65歳以上の高齢者のうち介護を必要とする人の中で認知症高齢者だけでも2025年には470万人にもなると予想されており、これまでの高齢者への介護ケア、医療ケアのあり方を根本的に見直さなければいけない時期にさしかかっていると言えます。

平成23年6月改正、平成24年4月に施行された介護保険法において、地域包括ケアに係る理念の規定が創設されました。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築の推進が叫ばれる中、第6期の橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの構築・強化、第7期計画では地域包括ケアシステムの深化・推進を基本目標とし、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に取り組みを推進しています。

地域包括ケアシステムの最大のポイントは、高齢者が住み慣れた地域で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう、市区町村が中心となり、住まい、医療、介護、

生活支援、介護予防を包括的に体制整備していくということです。

そこで、お伺いいたします。

本市における地域包括ケアシステム推進の現状について、お答えください。

また、住み慣れた地域で人生最後まで暮らしていくには、医療と介護の連携は重要と考えるが、当局の見解についてお答えください。

3項目めに、まちの未来にまっすぐということで、各学校におけるいじめ対策についてであります。

私も過去に1度この問題で質問いたしました。政務活動の中でいじめ問題に真剣に取り組んでまいり、いじめ問題と向き合うとき、この6月という時期は意義のある時期であります。議員立法でいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が6月21日に可決・成立してから5年が経過したことになるからです。この法律は6月23日公布、9月28日施行より5年。この5年間の中でいじめ防止基本方針などが改定されてきました。

いじめ認知件数の違いが全国的にも取り上げられています。平成25年度の都道府県別の児童生徒1,000人当たりの認知件数を見ると、京都府の99.8人、福島県の1.2人と83倍格差がありました。いじめの積極的な認知の通知があって以降は、一昨年で京都府の90.6人と佐賀県の3.5人、26倍の差に縮まりましたが、まだまだ大きな格差が見られます。

いじめはどの学校でも起こり得るという観点から、また、最前線の教師がまだまだ多くの悲惨な事案で教職員の抱え込みが見られることも、熱心であればあるほど落とし穴にはまることもあります。自分が解決しなければ、迷惑はかけられない、相談するのではなく相談される立場、ほかの業務が忙しそうなど。先日、神戸市の教育委員会で信じられない事案が起こったことも事実です。

本市においては教育長を旗頭に、学校教育課長と各学校がしっかりと取り組んでいただいていることも承知しております。しかし、未来ある児童生徒自らが尊い命を絶つという事は、本市において絶対にあってはならないのです。

そこで、お伺いいたします。

いじめをいち早く認知するために、どのような方法でいじめを認知していますか。

次に、本市のいじめの認知件数の推移と各学校における認知件数の違いについて。

最後に、いじめに対する取り組みとして、どのように対応し、また、認知したいじめ事案の解決件数についてお答えください。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁をよろしく願いいたします。

**○議長（岡 弘悟君）** 16番 岡本君の質問項目1、災害時における建設部の取り組みと今後の建設事業者育成に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

**○建設部長（奈良雅木君）** おはようございます。

災害時における建設部の取り組みと今後の建設事業者育成についてお答えします。

一点目の、昨年度の災害時における建設部としての総括を問うについてですが、本市では、昨年7月の集中豪雨から始まり、8月には台風5号、10月には台風21号、22号の影響により、土砂崩れや倒木などで集落に通じる主要な生活道路が被災し、迅速な対応を必要とする状況がありました。その中でも台風21号の影響は甚大で、崩土96件、倒木14件、水路のあふれ11件、路肩崩壊14件などにより市道の通行どめが26件も発生し、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

災害時における建設部の取り組みですが、

まず、被害状況の把握に努めた上で、職員による対応可能な現場については直営で対応するとともに、不可能な現場については修繕単価契約業者に依頼し、それでも対応し切れない場合は、災害時における応急復旧応援に関する協定に基づき橋本市建設業協会などに要請することにより、応急復旧に努めました。

今後も災害時には同様な体制になると考えていますが、昨年度の反省点を踏まえ、体制の充実・強化に現在取り組んでいるところで

次に、二点目の、今後の災害時における緊急対応を踏まえた建設事業者育成についてお答えします。

近年、記録的な大雨や局地的・短時間の豪雨が勃発する傾向にある中、市内の建設事業者は道路や河川などの整備や維持管理といった業務のみならず、災害時における迅速な生活インフラの復旧対応という点において、地域住民の安心・安全を支える重要な役割を担っていると認識しています。

今後とも、インフラ長寿命化をはじめとした継続的な公共事業を通じて、建設事業者の健全な育成に努めてまいります。

**○議長（岡 弘悟君）** 16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

**○16番（岡本安弘君）** 部長、ありがとうございます。昨年の台風21号、22号と、いろんな条件が重なりました甚大な被害となったわけですけれども、いまだに市内に多くの爪跡なんかも残し、今なおその復旧に取り組まれているところもございます。

昨年度も都市整備課長でありました奈良部長におかれましても、最前線でいろんな取り組みなんかもしていただいて、現場なんかも確認していただいているわけなんですけれども、今朝も地震がありましたように、いつ、

どこで、どんな自然災害というものが起こるかもわからない今のこの時代の中で、今後の建設部の全体を踏まえた上で、この役割と対応についてはどうお考えなのか。それと、建設業協会のかかわりについて、今までの経緯を踏まえた上で具体的にお聞かせください。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）まずは全体を踏まえまして、建設部がどんな立ち位置にあるか。災害発生時、職員のトップは危機管理監になります。その下に部長が並列で並び、連携により対応をしております。ただし、消防の場合は独立していきまして、人命救助に当たると。

そんな中で建設部の役割といたしましては、最前線、要するに現場対応、特に消防とは連携をとりながら進めている状況でございます。ちょっと具体的に説明させていただきましたら、災害の規模にもよりますが、災害が起こったときに、建設部は都市整備課のほうに本部を立ち上げます。そして、そこに部長以下、課長4名が詰め、それで情報収集班ということで5人から6人ぐらいの職員を配置し、それと行動計画を管理する班として二、三人配置します。それで、現場対応につきましては2人体制の17班体制で業務を遂行しているという実情です。

先ほど壇上でも答弁させていただきましたけれども、消防なんかの場合は自分とここで完結できるんですけども、私どもの場合はやっぱり直営ですというのは限りもございますので、年間、修繕単価契約を結んでいる業者に連絡する旨を伝えておいて、連絡して対応。

そして、そこで一番思っていたのが、災害のとき、被災が集中したときに、やっぱり不十分になる。そんなときにどうしていたかと言いますと、今までは近隣の業者であるとかそういうところを臨機応変にお願いしたんですけども、連携がうまく行かない場合があっ

て、災害の対応が遅れるというような実情もございましたので、私としてはやっぱり、それを速やかに、連携がうまくいくように、誰か代表的に業者1人窓口になっていただくとかということを考えていたときに、たまたま建設業協会の会長から私に一報をいただきまして、災害のとき何でも協力するさかい、いつでも言うてよというふうな、ほんまありがたいお言葉をいただきました。それで、それをもって、私としても橋本市と橋本市建設業協会の間に協定があるというのを認識していましたので、すぐ部長に相談させてもろた上で、会長と協議させてもらいました。

そして、1回、私らが対応しているところを見て来てよというふうなお話をさせていただいて、それで来ていただいたのが去年7月のゲリラ豪雨。あのときはもう局地的に一部の地域が、境原観測所で3時から6時までの間に130mm、そして、4時から5時までの間に71mmの雨が降りました。あのときはまだ平常時間でしたので、すぐに建設部としても対応がとれて、それでももう都市整備の電話は鳴りっ放し。もうあつぶあつぶ状態でした。もうあと30分、雨が続けていたらパンクするような状態に追い込まれました。そういう状況を会長に見ていただいて、もうこの現場、手配をお願いしますと言うたら、もうすぐに配置をしていただいて、助けていただいたという実情がございました。

そこから後、10月の台風21号がございました。そのときは私としても、台風前から長雨が続き山も飽和状態やし、これはもうただで済まんというふうな、すごい危機感を感じておりましたので、会長のほうに事前に、ちょっとうちで待機してくれへんかなという話をさせてもろたんです。そしたらもう早く、タイミングを言うてくれたらいつでも行くわというふうなことでしたので、タイミングを

言って、来ていただいた。それも本当に連絡から速やかに、会長以下役員の方々、会員の皆さま、10人、業者の社長が見えてくれて、都市整備課の前のB会議室に待機していただいた。それで、あのときは選挙も重なってまして、建設部としても十分な体制がとれていなかったんです。

○議長（岡 弘悟君）建設部長、答弁は簡潔によろしくをお願いします。

○建設部長（奈良雅木君）わかりました。

そういうこともございまして、本当に建設業界の方々には助けていただきました。

それで、今後もやっぱりこういう体制というのは重要かと思いますので、本年度の新しい体制においても、反省会を行い、出水期に向けて、より連携を強化するような形で臨みたいというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、熱弁ありがとうございます。よくわかりました。

今回も協定の中でいろんなお手伝いもいただいたというような経緯であったかと思うんです。今後、建設事業者の育成の観点からも少し具体的にお伺いしたいんですけれども、建設業というのは国内総生産の2割弱に相当する建設投資を担うとともに、全就業人口の約1割を擁する我が国の基幹産業であるというふうに書かれておりますけれども、近年この建設市場を取り巻く状況というのはなかなか厳しいものがございまして、いよいよ変化しておるわけなんですけれども、ほかの業者にもいろいろ重なるところもあるんですけど、例えて言うなら、建設従事者の高齢化もしておりますし、担い手の確保も難しくなってきていると。本市でもそうですけれども、建設投資の減少というようなところも挙げられるわけなんですけれども、今後の対策としてまず考えられることというのは、やっぱり受注の

機会というのを確保することが大切なのかなというふうに思うわけなんですけれども、そのあたり、建設事業者の育成という観点からも重要であると思いますが、このことについては、部長はどうお考えになりますか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）議員おただしの趣旨というのは私も十分理解しています。そして、心情的には本当によくわかっておりますし、本市としても十分に認識しております。

議員のおただしの中にもあったように、財政が厳しいということにおいて事業量が減ってきている、がゆえに受注機会が少なくなっているというこの実情については、何とぞご理解いただきたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

そのあたりについては私も認識はしているところなんですけれども、やはり今もお話しさせていただいたように、自然災害というのはいつ、どこで、どう起こるかかわからないということもございまして、そのあたりについてやはり事業者の育成という観点からも重要であるのかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺、今後のことなんですけど、最後に、また質問のほうをさせていただくんですけれども、副市長にお伺いいたします。

先ほどもお話しさせていただいたように、受注の機会を確保するというのが重要であると考えているんですけど、今、部長もおっしゃったように財政が厳しい、その辺も重々わかっております。限られた予算の中でも事業を行っているよというふうなお話でもございました。

そのあたりについて、来年度から（仮称）あやの台北部用地造成事業というのが始まるわけなんですけれども、事業費が約60億円というお話でございます。先ほどの部長のお話

でもありましたように、建設事業者の育成は受注機会の確保が重要であると考えます。しかし、財政は厳しいよというようなお話でございました。それならば発注を工夫することによって、市内事業者を育成するということができるのではないのかなというふうに思うわけなんですけれども、お金がないのであれば知恵を出すべきであると思うんですけれども、その辺、副市長、どうですか。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）まずは、建設業協会をはじめ市内の建設事業者の皆さまの協力に深く感謝を申し上げたいと思います。

それで、受注機会の確保ということでご質問をいただいておりますけれども、これはもう従来から、もちろん市内業者の方にできるだけ事業をとっていただきたいという趣旨で、事業を分割したり分離したりしながら、市内事業者に受けていただく規模の形で発注をしてきたところでございます。今回も、先ほどからもご答弁させていただいたように、大きな災害がございまして、その災害復旧につきましても、これは地域性も加味しながら市内の事業者に受注をしていただくということで大変ご協力をいただいております。

それから、今、ご質問のあやの台の点につきましては、まだあやの台の設計自体が十分できていない状況で何とも申し上げられないところはあるんですけれども、大規模な造成のところは超大型の重機とかいう点も出てきますので、今後これは検討させていただきたいと思うんですけれども、下水道路等のインフラも同時に、水道もそうですけれども、整備してまいりますので、そのあたりでは市内業者にご活躍をいただけるのではないかとというふうに考えております。

それから、あやの台の既に入っていたい

ている民間の事業者がたくさんもう工場を建設いただいているんですけども、その際にも、なかなかこれは民間事業者の発注ということになりますので難しい点はあるわけですが、できるところについては、市内にできるだけ発注をお願いしたいというようなことでお願いもしておるといふところでございます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）副市長、ありがとうございます。

今、ご答弁いただいたわけなんですけれども、冒頭からもお話ししているように、近年、記録的な大雨であったりとかゲリラ豪雨による自然災害が予想されるわけなんですけど、その際にもやっぱり迅速な生活インフラの復旧対応という点で地域住民の安心・安全を支える重要な役割を建設事業者というのは担っているよということで、そのあたりも認識していただいていると。また、健全な育成にも努めていくというような部長のお話でもございました。

しかし、一方で財政難というのもわかっておりますし、限られた予算の中で事業は行っているところであります。そのあたりも理解はしておるわけなんですけども、今、お話しさせてもらったように、あやの台北部用地の造成事業というのが一応、来年をめどに造成に入るわけなんですけど、そのあたりの事業というのは、ない袖を振れというようなことは言わないわけでありまして、袖があるなら地元の建設業者に振ってあげてくださいねというようなことでお話をさせていただいております。

それと、発注の方法であったりというのも、お金がないのはもう重々わかっておりますので、その辺また、地元の業者に仕事をしていただけるような知恵をまた当局サイドでいろ

いると考えていただきたいなというふうにも思うわけであります。

そのことをしっかりと念頭に置いていただいて、袖があるのであれば、その袖を振っていただくように、副市長、またよろしく要望しておきますので、また今後、建設事業者にもいろいろお手伝いいただく部分も多少もあるかと思いますので、その辺は強く要望しておきますので、よろしく願いいたします。

1 項目めは終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目 2、地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）おはようございます。

地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携についてお答えします。

地域包括ケアシステムとは市民が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができるような仕組みであり、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防が密接に結びついたものです。

まず、本市の地域包括ケアシステムの現状についてお答えします。

医療については、平成29年度に県が作成した第7次和歌山県保健医療計画で平成30年度から平成35年度の方針を定めています。重要な視点としては在宅医療の強化がうたわれており、橋本保健医療圏の既存病床数は824床ですが、本計画の基準病床数は677床となっています。また、介護保険事業計画との整合性を図ることが記載されています。

介護については、平成29年度に作成した介護保険事業計画で平成30年度の要介護等認定者数を4,355人と見込んでおり、そのうち介護保険施設利用者を718人、居宅系サービス利用

者を174人、居宅介護サービス等受給対象者を3,463人と推計しています。

また、生活支援については、日常生活圏域ごとに地域の皆さまとともに地域の情報を共有する第2層協議体を設立しています。現在、本市が予定している10協議体のうち5地域で設立されており、今後は協議体の議論の中から助け合い活動を創設することが課題となってきています。

一方、介護予防では、平成29年度で、げんきらり～自主運営教室に延べ3万7,921人、介護予防教室に延べ1,977人、地域ふれあいサロン事業に延べ3万5,944人の方が参加していただいております。また、認知症対策としては、高齢者等見守り安心ネットワーク事業、認知症サポーター養成講座、介護者交流会、認知症の方に対する声かけ模擬訓練などの取り組みを強化しているところです。

次に、地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携の重要性についてお答えします。

医療と介護の連携については以前からも重要課題とされてきましたが、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていないという状況でした。

このような状況の下、国は平成26年度の介護保険法改正で、地域支援事業の包括的支援事業の中に在宅医療・介護連携推進事業を位置づけ、市町村が重要課題として推進することとされました。

本市としては、平成28年度に伊都郡3町、橋本保健所、伊都医師会など関係機関とともに橋本保健医療圏在宅医療推進協議会を設立し、在宅医療の推進に着手しました。平成29年度にはこの協議会の設置要綱を改正し、橋本保健医療圏在宅医療・介護連携推進協議会と改称し、介護と医療の連携にも本格的に着

手しました。

今までは医療関係者と介護関係者はお互い  
にあまり面識がない状況でしたが、いろいろ  
と話をする中で、今では介護関係者と医療と  
が率直に話ができる関係となっています。特  
に、平成29年度より開始した診療所における  
多職種連携のカンファレンスでは、診療所の  
医師1人とケアマネジャー十数人との間で短  
時間での情報交換ができるなど大きな効果を  
上げています。

このように、本市においては医療と介護の  
連携の重要性を十分認識しており、今後とも  
この取り組みを進めてまいります。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問  
ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ありがとうございます。

本市の地域包括ケアシステムの現状につい  
て、今、お話しいただいたわけでございます。  
もう皆さん地域包括ケアシステムもご存じで  
あると思います。このような図になっており  
ますけれども、住まいを中心に、いつまでも  
元気に暮らすために、地域の人にお手伝いを  
いただいて生活支援を受けて、介護予防に努  
めると。介護が必要になったら介護サービ  
スを受けると。また、病気になった場合は医  
療を受けると。それで、重度な要介護状態に  
なっても、住み慣れた地域で自分らしい暮ら  
しを人生最後まで続けることができるように  
と、地域包括支援システムがあるわけ  
でございます。

その中の生活支援という部分、介護予防と  
いうところで、本市では生活支援について助  
け合い活動を創設いたしまして、第2層協議  
体というのを設立されているわけでありませ  
う。また、介護予防の部分では、げんきらり  
の教室なんかもしていただいておりますし、介

護予防教室、ふれあいサロンなんかの事業も  
していただいているところでございます。

その中で、助け合い活動という考え方でい  
いますと、広報はしもとの6月号に4ページ  
にわたって掲載されております自治基本条例  
が紹介されておりました、（仮称）橋本市の自  
治と協働をはぐくむ条例、この案の基本理念、  
第3条といたしまして、住み慣れた地域で、  
子どもから高齢者まで、地域で支え合いなが  
ら安心、安全な生活を送れるまちを目指し、  
というような文言で書かれてございます。

そこで、一つ総合政策部長にお伺いいたし  
ますけれども、これは地域共生社会を目指し  
た地域包括ケアシステムというものと一致し  
ているように思われますけれども、これらの  
関係性についてはどのようにお考えになって  
おられますか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）まず、広報は  
しもとを詳しくお読みいただいております。  
ありがとうございます。

今、議員おっしゃいました今回の条例案と  
いうのと地域包括ケアシステムの構築とい  
うのは、その根底を流れる考え方というのは全  
く同じものであると。しかも、それは地域共  
生社会を実現していくという、そういうこと  
であります。現在、同時並行的に進めている  
わけですが、最終的な到達点というのは同  
じであるというふうに思っております。

そして、これから人口減少、少子高齢化と  
いうことなんですけれども、やっぱりこれら  
の時代を生き抜いていくということについて、  
その手法としても、市民と行政が協働してま  
ちをつくっていくという、こういう考え方も  
共通しております、また議員のご理解とご  
協力をお願いしたいというふうに思ってお  
ります。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ありがとうございます。

地域共生社会を目指した考え方、それと、到達点はもう同じであるということは理解しております。少子高齢化が顕著に見られる中で、これから必要となる基本的な考え方であるというふうに思うわけでありますけれども、しかし、その一方で、子どもから高齢者まで地域で支えるだけの体制をつくるということが出来る状況であればいいのですけれども、限界集落であったり、今後、超高齢化した地区においては、地域で支えていくというのは非常に困難ではないのかなというふうにも考えるわけがございます。

地域包括システムにおいて、地域で支えていくというのが重要なところでありますし、超高齢化社会となっても持続可能なシステムでないといけないというふうに思うわけありますので、そういうのをしっかりと踏まえた上で今後つくっていただく必要があるのかなというふうに思いますので、その辺はまた要望しておきますので、よろしく願いしておきます。

それでは、また質問をさせていただきます。

2015年に改正されました介護保険法では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護保険を財源として地域支援事業の中に4つの包括的支援事業が位置づけられたわけですが、その一つ目というのがこの地域包括支援センターの運営、今までの業務に加えまして、地域ケア会議の充実をなさいたいというような話でございます。

二つ目は認知症総合支援事業。認知症の初期集中支援事業などございまして、これについても平成28年には事業を開始していただいております。

それと、三つ目なんですけれども、生活支援体制整備事業。橋本市の社会福祉協議会に委

託をされておまして、平成28年に事業を開始。それで、冒頭にもご説明いただいたように、市内を10地区に設定して、現在、5地域で第2層協議体が設立されているというようなお話でございましたわけですが、それぞれの事業というのは地域包括ケアシステムの一つとして少しずつ前に進んでいるなどというふうに感じておるわけでありますけれども、四つ目の事業として在宅医療・介護連携推進事業というのがございまして、2015年に法改正され、3年後の2018年4月までに実施することとされております。

この事業が進んでいなかった背景というのが、地域によって医療と介護の資源、また、キーパーソンとなる関係者だったりとか、これまでの市区町村の取り組みの経緯などが違うよというようところで、また、具体的に何から着手してどう進めていけばいいのかなというふうなところもなかなか頭を悩ませていたところであるのかなというふうに思うわけございまして、その中で本市においても平成30年4月、在宅医療・介護連携推進事業というのが開始されまして、2カ月余りが経過したわけなんですけれども、今現在はどのような形で進めておられるのかお尋ねいたします。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）在宅医療・介護連携推進事業について、平成30年度の取り組みについて報告させていただきます。

本事業については、この4月1日に橋本・伊都在宅医療・介護連携支援センターを橋本市、かつらぎ町、九度山町で開設し、その業務を伊都医師会に委託して進めています。このセンターですけれども、平成29年度までは伊都医師会が県の補助金を受けて運営してきました。平成30年度からは介護保険制度の中の地域支援事業の対象となり、医療と介護の連

携を行う支援センターとして生まれ変わりました。伊都医師会に委託しているんですけども、これについては、今までの知識と経験を生かすために伊都医師会と委託契約を結んでおります。

本事業は国の地域支援事業実施要綱に規定されております。内容としては八つありまして、一つが地域の医療・介護の資源の把握、二つ目が在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、三つ目が切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築・推進、四つ目が医療・介護関係者の情報共有の支援、五つ目が在宅医療・介護連携に関する相談支援、六つ目が医療・介護関係者の研修、七つ目が地域住民への普及・啓発、八つ目が在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携となっております。

伊都医師会と契約するにあたって、本年度の事業計画書を提出していただいています。主な内容としましては、相談業務等を行う専門職の配置、医療職と介護職合同の勉強会・連携セミナー、市民公開講座などになっています。これらの事業は全て国が示した事業に合致するものになっています。新しい事業ですので、伊都医師会と連携をしながら進めていきたいと考えております。

ちなみに、当初予算で予算化もさせていただいているんですけども、予算としましては約1,300万円ぐらいです。橋本市の負担は約760万円となっております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。本市では伊都医師会に委託をして進めているよということでございます。

橋本・伊都におきましてこの医師会、歯科医師会、薬剤師会というのが、3師会というものがございまして、その中で医療分野にお

いては日常より連携のほうを図っていただいておりますわけなんですけれども、この在宅医療・介護連携推進事業についてもしっかりと推進していただけるであろうというふうには思っておりますけれども、医師会とやっぱり密に連携をして進めていっていただきたいというふうに思うわけでございます。

その中で、この橋本・伊都在宅医療・介護連携支援センターというものでございますけど、今年度の重点的な取り組みというのはどういうふうにお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今年度、初めてですので、重点的な取り組みというのも相談させていただいているんですけども、その中で具体的に出てきたテーマというのが二つあります。

一つ目は、人生の最終段階における医療の意思決定ということです。地域包括ケアシステムを構築していく中で在宅医療の強化は重要なポイントですが、この中で、人生の最終段階における医療に関しては、国において平成19年度にガイドラインを作成しています。これが平成29年度にそのガイドラインの改訂が行われました。改訂内容としましては、今までは延命治療への対応を想定した内容でしたが、今回は在宅医療・介護の現場で活用できるよう、医療ケアチームの対象に介護従事者が含まれることを明確にしております。また、もう一つは、本人が自らの意思を伝えられない状態になる前に、本人の意思を推定する者について、家族等の信頼できる者を前もって定めておくということの重要性を記載しております。

二つ目のテーマとしまして、病院看護師、訪問看護師、介護施設看護師との連携になっています。今までは介護士同士でも情報の共有があまりなされていない状況でしたけども、

情報共有を図るためにリンクワークショップという勉強会を開催しております。もともとは病院看護師、訪問看護師、そして、ケアマネジャーが行ってきましたが、本年度からは介護施設看護師も入ります。1回目は病院看護師、訪問看護師、介護施設看護師のそれぞれの役割について勉強会を行っていきたいと思います。ちょっとまだ1回目を開いてないんですけども、年間10回程度の開催を予定しております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今始まった、この4月から始まった事業でありますので、これからの取り組みに期待したいなというふうに思うわけでございまして、丸投げでなくて、伊都医師会としっかりと連携を図っていただいて、今ご答弁いただいた八つの項目というのを一体的に捉えて取り組んでいただきたいなと思います。

それと、事業に対する評価、改善というのが盛り込まれておりませんので、その辺もしっかりとPDCAのサイクルに沿って評価や改善も行っていただいて、在宅医療・介護の提供体制をしっかりと構築していただきたいなというふうに思います。

それと最後になりますけれども、先ほどもこの地域包括ケアシステムについてであります。それぞれの分野でいろんな事業を、今ご説明いただいたような事業も行っております。しっかりと連携を図っていただいていると思うわけなんです。それぞれの事業、いろんな事業、医療、介護、生活支援、介護予防の中にもいろんな事業がございまして、その事業の中でもいろいろと連携を図っておるわけなんですけど、それぞれの事業が点であるというふうに考えたときに、その点と点が一つの線で結ばれる。また、医療、介護、生

活支援、介護予防というのがまた一つで結ばれたときにはじめて本市の地域包括ケアシステムというのが構築されるのかなというふうに思うわけでございまして、それと、市民協働、医療と介護の連携、今、橋本市の地域包括ケアシステムというのは平成28年から大きく動き出しているなというふうに私自身感じるわけでございます。誰もが重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる橋本市の実現に向けまして、いま一度また地域包括ケアシステムの深化と推進というのを切にお願いいたしまして、2項目めを終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、各学校におけるいじめ対策に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）おはようございます。

各学校におけるいじめ対策についてお答えします。

一点目の、いじめをいち早く認知するための方法ですが、いじめはどの学校でも起こり得るとの認識のもと、各学校の実情に応じて策定している学校いじめ防止基本方針に基づいた生活アンケートを年間3回以上実施しています。このアンケートにおいて、「学校で嫌な思いをしていないか」や「友達が嫌な思いをしていないか」などの問いを設け、早期発見の手だてとしてしています。

年間3回以上は市教委が各学校に対し指導している回数ですが、毎月このアンケートを実施している学校が多数あります。また、児童生徒や保護者の悩み・不安を確実に受けとめるための学級担任による定期的な面談や、スクールカウンセラーを活用し、いじめを訴えやすい環境を整え、相談活動体制の充実を

図っています。

その上で、これらアンケート調査や相談活動から訴えのあった事案に対し、担任が1人で判断するのではなく、学校内に設置されているいじめの防止等の対策のための組織で検討し、いじめを認知しています。

次に、二点目の、本市におけるいじめ認知件数の推移と各学校による認知件数の違いについてお答えします。

本市における過去3カ年のいじめ認知件数は、平成27年度355件、平成28年度483件、平成29年度は417件でした。また、学校による認知件数の違いについては大きな差があります。昨年度、多い学校では134件、少ない学校ではゼロ件と報告されています。冒頭に述べたように、いじめはどの学校でも起こり得るという認識のもと、認知件数の多い少ないを問題にするのではなく、認知したいじめ事案を早期に解決することに重点を置いています。

ただ、各学校の認知件数に大きな差があることについては全国的な問題にもなっており、研修などを通して、基準等を設けて統一していきたいと考えています。

最後に、三点目の、認知したいじめへの取り組みについてですが、いじめの防止等の対策のための組織が主導し、認知事案の事実確認、事案に関係のある児童生徒への指導、保護者への連絡等、早期に解決を図ることができるよう組織的に対応しています。

なお、解決に時間がかかるような事案や心理的ケアが必要な場合は、学校内だけの対応ではなく青少年センターや教育相談センターと連携し、被害児童生徒の心理的ケアにも迅速に対応しています。

次に、認知したいじめ事案の解決件数ですが、先ほどお答えした認知件数のうち年度内に解決した件数は、平成27年度355件のうち351件、平成28年度483件のうち473件、平成29

年度は417件のうち415件であり、ほとんどが年度内に解決できています。

今後とも従前の取り組み同様、アンテナを高くして、いじめ事案の早期発見、早期解決に努めていきたいと考えています。

また、認知した事案への対応だけでなく、日頃の教育活動の中で、特に、人権教育、道徳教育、態度教育、そして、体験活動等を通じて仲間づくりに力を入れ、お互いが認め合い支え合える民主的な集団づくりを進めています。

また、本市教育委員会といたしましては、弁護士、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉の専門家、学校・警察での勤務経験者からなる橋本市生徒指導上の諸問題対策専門委員会を、各学校のいじめ事案の解決や予防のため必要に応じて構成委員を派遣するなど、学校への支援体制の充実をさせていきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）教育長、ありがとうございます。各都道府県単位でも問題となっているというのが、このいじめゼロでございます。

このいじめゼロを目指すいじめ対策なんですけれども、一方で、いじめはどの学校でも起こり得るというのは矛盾すると思われるかもわかりませんが、いじめ対策認知件数の多さというのは、逆に現場がしっかりといじめ認知に取り組んでいただいている現れであると思うわけなんですけど、認知をするというのはいじめ解決のスタートラインです。

すなわち、認知力の高さというのがいじめ防止につながると言っても過言ではないわけなんですけども、この認知件数ゼロの回答については、いじめ認知力がなくて、しっかり

対応しているのかなというふうな疑問が湧くのは私だけではないとは思うんですけども、生徒数が数人で認知件数ゼロというのは理解できますけれども、十数人の学校でのゼロというのではないのかなというふうに思うわけなんです。それで、アンテナが低いということはないのかなというふうにも疑問に思うわけなんですけど、そのあたり、この認知件数ゼロに対する教育委員会の考え方というのを伺います。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。

いじめ防止基本方針が策定されるまでは、いじめというのは、継続的に当該児童生徒に心身に苦痛を与えるものをいじめというふうに定義されてきました。継続的に心身に苦痛を与えるもの。現在は、当該児童生徒が心身に苦痛を感じるものを全ていじめと定義されています。そういう点でいいますと、子どもたちの生活の中で心身に苦痛を与えられるということは必ず出てくるのではないかなと、このように感じています。

いじめゼロの学校を少し紹介させていただきますけども、平成27年度で小学校6校、中学校4校。ただ、この中学校につきましてはまだ統合前ですので、7校中4校というふうに考えていただけたらと思います。平成28年度、小学校3校、中学校2校。そして、平成29年度、小学校1校、中学校1校。この小学校1校はもう極めて人数の少ない小学校でございます。中学校1校につきましては、これは記名式、無記名どちらでもいいよという形でアンケートをとっていますけども、議員おただしのおとり、ゼロというのはやはりあり得ないことだろうと思っています。そういう意味でいいますと、子どもたち、また、教職員に人権感覚というのをさらに磨いて、いじめについて対応していく必要が今後ともある

かと思っています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。心身の苦痛を感じていけばいじめと定義されるというようなお話でございました。認知する基準というのが学校によってばらつきがあるのかなというふうに思うわけでございまして、そのあたり、全ての学校が認知を正確に行う、基準に沿っていじめを認知して、ばらつきのないように各学校への指導なんかもよろしくお願ひしたいなと思うわけなんですけども、それで、本市の過去3年間のいじめの未解決事案について伺います。

いじめを認知し、年度内に解決できなかったいじめの現状についてお答えください。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）年度内に解決できなかった事案というのはやはりありました。ただ、次年度には全て解決をしているという報告を受けています。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

早期発見、早期解決というのが一番望ましいことなんですけど、人と人のかかわりでありますし、いろんな要因も絡んで困難を極めるような案件なんかもいじめの中ではあるのかなというふうにも理解しております。

教育長、これからしばらくしますと、子どもたちが楽しみにしている夏休みも迎えます。以前の私の質問の中でも、9月1日が自殺が最も多いよというようなお話もちょっとさせていただきます。何度も申し上げますけども、未来のある児童や生徒が自ら尊い命というのを絶つということは、本市においては絶対にあってはならないことでありますので、そのあたり、各学校におけますいじめの認知力というのを向上をしっかりと指導していた

だいて、そのあたりをしっかりと要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君の一般質問が終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）